

令和7年度調整給付金(不足額給付)申請書
(専従者又は所得48万円超の人用)

令和7年度調整給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた人等に対し、不足する額を支給するものです。

調整給付金(当初給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村 (令和7年度住民税の課税市区町村)	
朝倉	市長 殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。
※本様式を提出いただいた場合は、朝倉市において給付要件に該当するか審査の上で、記入いただいた現住所に決定通知を送付します。

【本様式での申請が可能の方】

○令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、令和6年分の非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を世帯主又は世帯員として受給していない人であって、

- ・ 青色事業専従者 又は 事業専従者の人
- ・ 合計所得金額が48万円超である人

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成	
	年 月 日	電話 ()

※現住所と異なる場合は、当時お住まいだった住所を必ず記入してください。支給要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。

【代理申請を行う場合】
本人の委任を受けて、代理人の口座に振り込む場合は、下記を必ず記入してください。
■代理人の範囲

- ①同一世帯の親族の人
- ②別世帯の親族の人…ご本人の登記されていないことの証明と本人との親族関係を証明する書類が必要となります。
- ③法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
…登記事項証明の写しが必要となります。

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金(不足額給付)申請書の提出・給付金の受給に 関する権限について委任します。			本人氏名	署名

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

ご自身の正しい口座名義(カナ・アルファベット)をよくご確認の上ご記入ください。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

■ゆうちょ銀行以外

金 融 機 関 名		支 店 名		分類	口 座 番 号	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
銀行・金庫・信組 信連・農協・漁協 信漁連		本店・支店 本所・支所 出張所		普通		
金融機関コード		支店コード		当座		

■ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行	通 帳 記 号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通 帳 番 号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上又は キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。			

裏 面 も 必 ず ご 確 認 く だ さ い

【誓約・同意事項】※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合は、調整給付金(不足額給付)は支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

【支給要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・ 令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付)の支給対象とならなかった。
- ・ 地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で定額減税及び調整給付金(当初給付)の対象とならなかった。

- ② 以下のいずれにも該当しません。
- ・ 令和6年度に実施された定額減税の対象であった。
 - ・ 令和5年度非課税世帯向け給付金(7万円)・均等割のみ課税世帯向け給付金(10万円)、令和6年度新たな非課税世帯向け給付金(10万円)・均等割のみ課税世帯向け給付金(10万円)のいずれかを受給した世帯の世帯主又は世帯員であった。
 - ・ 令和6年度実施された調整給付金(当初給付)を本人又は扶養親族等分として受給した。定額減税及び調整給付金の支給対象であった。
- ③ 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当有無を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

提出書類

☐ 『令和7年度調整給付金(不足額給付)申請書』(本書類)※必要事項をご記入ください。

☐ 申請者(又は代理人)の氏名など(表面)

☐ 振込口座(表面)

☐ 誓約・同意事項(裏面上部)

☐ 署名(裏面下部)

☐ 『令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)』

※受給要件の確認に必要な令和6年所得税等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※確定申告の写しは、税務署が受付したことがわかるもの(申告書等送信票、税務署窓口で受領するリーフレット等)をご用意ください。

☐ 『事業主の当該年分所得税確定申告書の写し(コピー)』

※青色事業専従者又は事業専従者の方のみをご用意ください。

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※申請者のマイナンバーカード(表面)、運転免許証、健康保険証、資格確認書、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を同封してください。

以下は該当する場合に添付が必要となります。

☐ 給付類型の異なる、支給要件を満たさない給付金を受給している場合のみ添付が必要です。

給付類型の異なる、支給要件を満たさない給付金を返還したことの証明書(領収書)

☐ 別世帯のご親族の方が代理申請する場合のみ添付が必要です。

☐ 申請者本人が『登記されていないことの証明書』

☐ 『親族関係を証明する書類(戸籍謄本又は住民票)』

※戸籍謄本又は住民票は、発行後3か月以内のものを添付してください。

※戸籍謄本又は住民票は、ご本人と代理人の関係がわかるよう(つながるように)取得してください。

☐ 法定代理人の方が代理申請する場合のみ添付が必要です。

☐ 『登記事項証明書』

※未成年後見人の場合は、未成年本人の戸籍謄本(正本)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。

本申し立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名